

被爆樹木二世の苗木の配付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、被爆に耐えて現在も生き続けるヒロシマ・ナガサキの被爆樹木二世の苗木（以下「苗木」という。）を平和の象徴として大切に育てるとともに、樹木を介した市民の平和意識を醸成するための取組を行ってもらうことを目的として実施する取組に関し必要な事項を定めるものとする。

(配付希望の照会)

第2条 平和首長会議事務局（以下「事務局」という。）は、平和首長会議国内加盟自治体（以下「加盟自治体」という。）に対し、苗木の配付希望について照会するものとする。

(配付の申請)

第3条 苗木の配付を希望する加盟自治体は、被爆樹木二世の苗木配付申請書（様式第1号）を事務局に提出するものとする。

(配付の条件等)

第4条 配付する苗木は、広島の被爆アオギリ二世、被爆イチョウ二世及び長崎の被爆クスノキ二世とし、配付本数の上限は、原則として1自治体当たり各1本とする。ただし、会長が次の各号に掲げる事情があると認めるときは、この限りではない。

(1) 同種の苗木を異なる場所に植樹する場合

(2) その他会長として特に考慮すべき事情がある場合

2 事務局は、苗木と共に説明標識（様式第2号）を配付し、申請者は、植樹に合わせ当該説明標識を設置するものとする。ただし、申請者が独自に説明標識を作成し、設置する場合はこの限りではない。

3 苗木の植樹場所は、原則として公共施設の敷地内又は広く公共の用に供する場所とする。

(配付等に係る費用負担)

第5条 苗木の配付及び説明標識の作成・配付に係る費用については、事務局（長崎の被爆樹木の苗木にあつては、日本非核宣言自治体協議会事務局）が負担する。

(植樹の実施報告)

第6条 苗木の配付を受けた加盟自治体は、植樹を行った後、実施報告書（様式任意）を事務局に提出するものとする。

(委任規定)

第7条 この要領に定めるもののほか、苗木の配付に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。